

「第2次相模原市空家等対策計画（案）」に関する パブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

本市において空家等は増加傾向にあり、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、平成28年4月に「相模原市空家等対策計画」を策定し、各種施策を展開してきました。

空家等対策の推進を図る取組は、今後も本市の重要施策であり、総合的な空家等対策をより一層推進するため「第2次相模原市空家等対策計画」を策定します。

この度、計画の策定に当たり、1人の方から5件のご意見をいただき、お寄せいただいた御意見の趣旨及び本市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

- ・ 募集期間 令和元年12月15日（日）～令和2年1月21日（火）
- ・ 募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール
- ・ 周知方法 市ホームページ、交通・地域安全課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター（城山・橋本・本庁地域・大野南まちづくりセンターを除く）、各出張所、各公民館（沢井公民館を除く）、各図書館、市立公文書館、広報さがみはら

3 結果

（1）意見の提出方法

意見数		1人（5）件
内 訳	直接持参、郵送、ファクス	0人（ ）件
	電子メール	1人（5）件

（2）意見に対する本市の考え方の区分

- ア：計画案等に意見を反映するもの
- イ：意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの
- ウ：今後の参考とするもの
- エ：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など）

（3）件数と本市の考え方の区分

項目	件数	市の考え方の区分			
		ア	イ	ウ	エ
空地及び空家等の実態把握に関すること	1		1		
利活用促進に関すること	1			1	
相談体制に関すること	2		2		
特定空家等に対する措置に関すること	1			1	
合計	5		3	2	

(4) 意見の内容及びご意見に対する本市の考え方

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
空地及び空家等の実態把握に関すること			
1	<p>空地及び空家等は、今後、団塊世代の相続に伴いより増加していくことが見込まれる。旧市域の空地及び空家等の価値は、交通利便性が高い地域はしばらく現状を維持することが予想されるが、それ以外の地域においては下落が予想される。こうした地域では相続放棄などにより放置される物件が増えていくと考えられる。空地及び空家等対策は、コンパクトシティを目指す上からも大きな課題であり、各地域で空地及び空家等の管理実態の調査を行う必要がある。</p>	<p>空家等対策に効果的かつ効率的に取り組むためには、空家等の管理実態を含め、所在や状態を把握することが重要と考えていることから、個別の相談及び通報や各消防署にある火災予防のための空家台帳、水道の利用状況などを活用するほか、自治会などが主体的に取り組む実態調査の結果を提供いただくことなど、引き続き効果的な調査方法などについて検討してまいります。</p> <p>なお、空地については、空家法に基づく本計画の対象とするものではありませんが、関連する課題として、今後研究してまいります。</p>	イ
空家等の利活用促進に関すること			
2	<p>里山志向の高まりなどから、藤野地区では空家等への入居希望が多いと聞いているが、台風19号の被害状況などを鑑みると、今後、空家等への誘導は、インフラ整備計画やコンパクトシティに向けた取組等を踏まえ適切に行っていく必要がある。</p>	<p>空家等の利活用の促進に当たっては、住生活や都市計画など関連する分野が多岐に渡ることから、そうした取組を包括的に捉え、適切に行っていく必要があると考えております。いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	ウ
相談体制に関すること			
3	<p>相続によって放置されるであろう物件については、相談窓口を設け、空家バンク等により行政が積極的に賃貸等を促進するよう取り組み、街のスポンジ化を防ぐ必要がある。</p>	<p>空家等の所有者に対し、空家等の管理・活用について助言を行う空家相談員派遣事業を行っているほか、空き家バンクを設置し、物件情報の案内を行っております。引き続き、こうした取組を進めてまいります。</p>	イ

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
4	空家等については、複合的な側面があることから、相談体制が他部署に渡っているものと思われる。関係部署間で相談内容等を共有し、空家等のもたらし問題が重大化する前に適切な対応を図ることを求める。	適切に管理されていない空家等がもたらし問題については、複合的な要素があることから、関係部署で構成する空家等対策調整会議を設置し、総合的な空家等対策を推進するとともに、個別の事案に対しては、区役所や環境、道路などの関係部署で連携して対応しております。今後も特定空家等の発生の未然防止に取り組んでまいります。	イ
特定空家等に関すること			
5	空家等が個人の資産であることなどの配慮から対応が遅くなり、これが地域住環境の荒廃を招くことになりかねない。地域住民の安全安心の確保のため、特定空家等に対しては早急な措置を望む。	特定空家等への対応については、地域住民の生活環境の保全を図るため、早期の対応が求められる一方で、空家等により置かれている状況や課題も複雑であり、さらに所有者の財産権を制限するなどの側面があることから、国の指針等を踏まえ、事案ごとに慎重な対応が必要であると考えております。	ウ